

真言宗僧凝然（一）

——伝記に見る真言宗——

苦米地 誠 一

一、はじめに

令和三年は東大寺戒壇院の国師示観房凝然大徳（一二四〇～一三三二）の七百年遠忌に当たる。凝然が長老を務めた唐招提寺では、これを記念した論文集の刊行を企図された。稿者は凝然の著した東大寺戒壇院実相房円照（一二二〇～一二七七）の伝記『東大寺円照上人行状』に見られる真言宗の問題を論じた一文を投稿した¹。本稿は、それ以外の凝然の伝記的事績に見られる真言宗の問題を論ずるものである。

凝然は円照の弟子として知られ、東大寺僧として認識される。円照を嗣いで東大寺戒壇院長老となり、また晩年に唐招提寺長老を兼ねている。華嚴宗の学者として著名であり、律宗を兼学し、華嚴宗と律宗に関する講義・著作が多い。また東大寺を八宗兼学の寺と称することから、凝然もまた八宗を兼学する学匠とされる。また凝然は自らの著作に「華嚴兼律金剛欣浄沙門」等と自署していることが知られている。その中で「華嚴兼律」は華嚴宗と律宗の兼学を意味するが、その後の「金剛」は真言密教を、「欣浄」は法然房源空（一一三三～一二二二）流の浄土門を指すとみられており、凝然がこの四宗を兼学していたものと理解されるようである。またその著『八宗綱要』は、弘法大師空海（七七四～

八三五)の『十住心論』を参考にして諸宗を配列していることが指摘されるが、またその配列に上下優劣の意味はないとして、凝然における真言密教の位置づけをそれ程重視しない考えが多いように思われる。

確かに凝然による真言宗関係の著作は『十住心論義批』しか残っておらず、これを見られていない平川彰氏は、その題名から真言宗を批判されたものと推測されているようである。しかし凝然が師円照の伝記を記した『東大寺円照上人行状』には、円照の真言宗の阿闍梨、法験に優れた験者としての姿や、円照が諸宗兼学しながらも真言を第一としていたことが示されており、凝然においても、その真言宗の問題は考えられるべきであろう。当時の南都における「諸宗兼学」は制度的兼学というべきものであり、真言宗と顕教諸宗を兼学した学僧は、僧侶個人の真言宗僧としての修行とは別に、南都三会に代表される顕教法会に出仕するために、(兼学している真言宗とは会通されない)顕教宗学そのものの研究をしていた。しかし僧侶個人としては真言宗を兼学・兼修している訳であり、個人的な信仰・思想の場面では真言宗僧としての立場に立つことになる。従つてその著作において(真言宗学に全く触れない)顕教宗学に関する「学」としての見解のみが展開されていて、それは真言宗僧である本人の「思想・信仰」とは別であり、従つてその本人が真言密教とは関係がなかった、又は真言密教には関心がなかった、などということはできない、と考える^②。紙数の関係により、諸宗を兼学する凝然における真言宗については次稿^③に譲り、今回は凝然の伝記的事績に見られる真言宗について、整理しておきたい。

二、凝然の伝記における真言宗関連事跡

凝然の伝記は、貞享元年(一六八四)成立東大寺末律沙門重慶房亮然(一六五八)集記『伝律図源解集(伝律図源)』^④下、元禄二年(一六八九)慧堅撰『律苑僧宝伝(律苑)』卷第十四^⑤、『本朝高僧伝』卷第十六^⑥、などに見られる。これ

らは残念ながら江戸期のものに限られるが、同時代の資料としては、凝然の著した『東大寺円照上人行状』(以下『行状』とし、一々の註記は省略する)における自身に関する記事と著作の奥書における凝然の自記が残されている。これに対して大正十年(一九二二)には東大寺勸学院発行・大屋徳城『凝然国師年譜』が作られ、更に昭和四十六年(一九七二)東大寺勸学院々長新藤晋海編・東大寺教学部発行『凝然大徳事績梗概』(以下『梗概』とし、一々の註記は省略する)は、以上を含む諸史料を網羅し、その事績を年譜にまとめている。その他には『仏典講座』39「八宗綱要上」の平川彰氏による「解題」や岩波思想大系『鎌倉旧仏教』における田中久夫氏の「著者略伝」中の凝然伝、越智通敏氏の『沙門凝然』¹⁰などがあるとされる。また追塩千尋氏の「凝然の宗教活動について…凝然像の再検討」¹¹も伝記研究的論述が多い。今は凝然の伝記を考察することが目的ではないので、主として『梗概』に上げられる史料を中心に、必要に応じて諸氏の研究を参照しながら、凝然の真言宗僧(密教者)としての事跡を考えるに必要な事項を取り出し、確認しておきたい。(なお以下、『行状』『梗概』『伝律図源』に拠る一々の註記は省略する)

先ず凝然は円照の門人であり、師を嗣いで戒壇院第二世となっている。

・延応二年(一二四〇)年七月改元仁治元年)三月六日の誕生。伝記類によれば俗姓は藤原氏であり、伊予国高橋郷の出身とされる。

・建長七年(一二五五)、十六歳。延暦寺不共菩薩戒壇に登壇受戒する。凝然自身の著作奥書によるものであるが、『伝律図源』などの伝記類には取り上げられていない。

・正嘉元年(一二五七)、十八歳で東大寺戒壇院に登壇受戒し別受戒を受ける。著作奥書による。伝記類ではこの年に出家したとされる。

(・この年冬より文永七年(一二七〇)まで十四年。円照、東大寺大勸進となる。『行状』による)
・正元年(一二五九)五月、二十歳。東大寺戒壇院において円照に従い、通受戒を受ける。伝記類では弱冠(二十歳)で受具し、円照の室に入るとされ、『伝律図源』ではこの戒を「三聚之浄戒」と記す。

- ・年月日未詳。伝記類によれば、受具し、円照の弟子となつて後、東大寺に住し、その後は証玄上人より律藏を学び、また南山律宗・法相宗・三論宗を学び、理を顯すこと流水の如くであつたとされる。東大寺真言院聖守（一二一九～一二九一）に随つて真言宗と天台宗を伝学して義を談じ禅法を伝え、尊勝院宗性（一二〇二～一二七八）に値つて華嚴宗を習学し広く華嚴の玄旨を講じたとされる。
- ・年月日不明 円照、泉涌寺の円珠上人を鷲尾金泉院に請じて律鈔ならびに真言（教）を講ぜしめる。時に円珠、『菩提心論』を講ず。凝然これを聴く。また円照、『大日経住心品疏』を講じ、大いに密乘を開く。また住僧及び東林院の尼衆のために『菩提心論』を講ずる。凝然、ここに列座して聴講する。『行状』中巻による。円照が金山院を施入されたのが正元元年であり、この前の記事が正元・文応の記録なので、この記事はその後のことであろう。また円照は東林院の尼衆を管領し、金山院で密教を伝受している。
- ・弘長元年（一二六一）、二十二歳。九品寺覚明房長西（一一八四～一二六六）に善導〔六一三～六八一〕の『観経義疏』を聞く。
- ・弘長三年（一二六三）～文永四年（一二六七） 木幡山観音院迴心房真空（一一〇四～一二六八）に真言密教を学ぶ。追塩氏の指摘に拠れば『諸宗章疏録』巻二「戒壇院凝然撰集」の密教部に「住心論義批第四・五・六・九卷」と「住心論第六卷新玄鈔」を上げた後の割注に「按ずるに、此の中第九卷義批及び新玄鈔は世に絶えたり。また第五卷義批の後記に云く、予、昔弘長の季曆より文永四年に至る首尾五年、木幡廻心上人に随逐して真言教を学ぶ。寸陰を棄てず。中に於て『十住心論』を研精瑩練す。その後四十余回、久しく星霜を積み、今に衰老す。文を消し義を陳ぶ。云々」とある。『梗概』には載せられていないが、これにより付け加える。
- ・文永五年（一二六八）一月二十九日二十九歳。『八宗綱要』を伊予国円明寺西谷において撰す。奥書に華嚴宗沙門と記す。
- ・文永六年（一二六九） 円照、光明山の智舜上人を戒壇院に請じて三論を講ぜしめる。住持の僧侶七十人許り。多く

は方来学法の諸徳で、中でも重禪・聖然・見塔は顯密を兼ねてその名が通じていた。

・年月日不明 或る時は円照自らも（恐らく戒壇院において）、律疏（南山の三大部など）・菩薩戒宗（諸師の梵網疏など）・俱舍の疏・法相の文籍・三論の章疏などの他、「念仏の諸章、弘法大師所作の諸文、大日經の疏等」を門侶に講ずる。『行状』中巻による。凝然自身がこの講席に居たかどうかは記されていないが、『行状』に記されることは、凝然も恐らく聞いていたと考えて良いであろう。

・文永九年（一二七二）、三十三歳。円戒房禪爾（初名中一）、凝然の学窓に入る（華嚴と律を学ぶ）。大乘院琳海大徳の弟子。円照に従い具足戒を受ける。

・建治三年（一二七七）十月二十二日、三十八歳。師円照、示寂す。五十七歳。よつて此の月、戒壇院長老となる。

・弘安元年（一二七八）、三十九歳。この年五月以降、宗性入滅す。七十七歳。

・弘安五年（一二八二）二月一日、四十三歳。諸尊法を請借する。『華嚴孔目章発悟記』第二十三紙背による。

・正応三年（一二九〇）五十一歳。『興正菩薩略行状』を撰す。

・この年。西迎蓮実上人の弟子信性房に書状を送り、師の跡に還住して大仏御灯供養を旧に復すよう求める。

・正応五年（一二九二）五十三歳。唐招提寺証玄、入滅する。七十三歳。

・正応六年（一二九三）五十四歳。『内典十宗秀句』を撰述する。

・正安四年（一三〇二）三月六日六十三歳。『円照上人行状』三巻を撰す。奥書に「于時正安四年（中略）予年三十八 値先師之寂 經二十六年 今至此齡 生涯不幾 奄化在近 願生安養 早見先師」とある。

・徳治二年（一三〇七）六十八歳。『音律通致章』十巻を撰す。

・延慶二年（一三〇九）七十歳。師円照の三十三回忌に石造五輪塔を東大寺真言院に造立する。

・応長元年（一三一）七月五日七十二歳。後宇多法皇の叡覧に供するため『三国仏法伝通縁起』を撰す。

・この年十二月、『浄土法門源流章』を撰す。

・正和二年（一三三三）七十四歳。『十住心論第五卷義批』 『十住心論第六卷義批』 『十住心論第四卷義批』を撰す。

・この年六月十二日。『音曲秘要抄』を撰す。

・正和五年（一三一六）夏頃、七十七歳。長老として唐招提寺に住持する。

・元亨元年（一三二一）九月五日八十二歳。戒壇院において入滅。

三、受戒の記録

以上の事跡の中で先ず問題となるのは、建長七年の延暦寺不共菩薩戒と正嘉元年の別受戒と正元元年の通受戒をどのように考えるかであろう。本来二十歳での「受具」であれば、四分律の具足戒を別受する必要がある。上田靈城師の指摘¹³に拠れば、師円照は通受による比丘性成を主張し、凝然はこれに対して具足戒の別受の必要性を主張したとされる。ただし凝然の別受具足戒の理解が、正元元年よりも以後の律宗修学の結果によるものとすれば、この三聚淨戒通受の時点では師円照の立場によるものと考えることができようか。そうであれば正嘉元年の別受戒は沙弥戒の受戒であったことになろう。しかし東大寺戒壇院の戒壇は具足戒授戒儀式のためのものであるから、ここで沙弥戒を受戒したということも問題が生ずる。ただ鎌倉期の戒律衰退期における興律運動の中であればあり得ようか。しかしそうすると延暦寺の不共菩薩戒の受戒が更に問題となる。普通に在家・出家を問わない菩薩戒であれば、戒壇を必要としないし、戒臘を生ずることも無い。本来の戒臘（法臘）は、具足戒を受け、比丘となった時点から起算されるもので、沙弥戒受戒（出家得度）では戒臘を生じない。しかし平安中期以降の戒律衰退期には、出家から法臘を数える風が起きてきているようである（今具体例は挙げないが、多くの史料中に、法臘を得度年数とするものが見られる）。これは正

式な別受の具足戒受戒や沙弥戒受戒が絶えたためであろう。そうであるならば、不共菩薩戒は何を意味するのであるうか。また凝然がわざわざ著作奥書に菩薩戒受戒からの年数(戒臘)を記すのはどのような意味があるのであるうか。そもそも延暦寺の戒壇は、梵網菩薩戒を以て比丘性を成ずる戒とするためのものであった(最澄はこれを菩薩比丘と称した)。そこに登壇受戒することは、(日本独自の制ではあるが)出家戒の受戒とすべきであろう。ただ年齢的にも比丘戒の受戒とは見られないから、出家得度のために、沙弥戒の代わりに菩薩戒を受戒したと考えることができるのではないか。しかしそうなると、正嘉元年の沙弥戒受戒と重複する(捨戒をしていなければ二重受戒、二重得度をしたことになってしまう)。今この問題は本稿の目的ではないし、またこれを検討する準備もないので、問題点を指摘するだけであるが、殊更に「不共菩薩戒」を称し、またその受戒年数(戒臘)を数えることは、この菩薩戒が出家・在家に共通の菩薩戒(共菩薩戒)では無く、出家のみ(出家不共)の菩薩戒であるからではないか。即ちこの菩薩戒受戒が出家得度であり、そこから沙弥になったものの、それでは正しい沙弥戒を受けていないので、改めて正しい沙弥戒を受戒し直したのではないかと推測しておく。

また『行状』では、その前年に既に戒壇院に止住しているので、円照の弟子となったのはそれ以前であるが、十八歳で別受戒を受けてからであるか、それよりも以前であるかは確認されていない。『行状』によれば、この後、戒壇院における円照の講律に際し、円照の留守の間、複師として律を講じたという。

四、聖守から受法した天台宗

凝然が何時頃、東大寺真言院の聖守に真言宗と天台宗を受学したのか、また何時から宗性に華嚴宗を学んだのか、は明らかでは無い。ただ文永五年に著した『八宗綱要』奥書に「華嚴宗沙門」と称しているので、宗性への受学は早

い時期からであったと考えられる。

また聖守からの伝法は、宗性への受学の前に記されていることを勘案すれば、東大寺に入住して直ぐの頃からであった可能性が考えられよう。聖守は円照の一歳上の実兄であり、円照・聖守共に三論宗を学ぶ東大寺学侶の家に生まれ、東大寺において学侶として出家しているが、しかし両者とも後に学侶身分を隠遁・遁世している。聖守は、弟円照よりも六年遅れて、寛元四年（一二四六）に二十八歳で遁世し、醍醐報恩院憲深（一一九二～一二六三）に真言密教を受け、唱導は絶倫で、真言院・新禅院を立てた（再興した）とされるが、天台宗のことは記録されない。追塩千尋氏は聖守に学んだ「天台」を台密と解されておられる。これは『律苑』に「真言院中道守公に親しく台密二教を稟け」とあることを読み間違えられたものであろう。この「台密」は「二教」とあるから天台宗と密教（真言宗）であり、その密教は台密ではない。しかも『伝律図源』には「聖守上人に随ひ真言天台を伝学し」とあり、『本朝高僧伝』では「密灌を聖守に受け」とあるのみで天台宗受学のこととは触れられていない。聖守が台密を伝えていた記録はなく、泉涌寺不可棄律師俊仍（一一六六～一二二七）——大悲菩薩窮情房覺盛（一一九四～一二四九）と繋がる律宗と兼学されてきた鑑真（六八八～七六三）以来の天台宗と理解すべきであらう。聖守・円照・真空・証玄等は共に覺盛に律学を受けているとされる。

鑑真は本来天台宗と南山律宗とを学んでおり、南山律師道宣（五九六～六六七）もまた天台宗僧であった。鑑真の日本来朝は天台宗の日本初伝でもあったし、それによって開かれた日本の三戒壇（東大寺・筑紫観世音寺・下野薬師寺）には、鑑真の弟子によって（律宗と共に）天台宗が伝えられていた。この初期天台宗は、最澄門流の延暦寺天台宗ではなく、勿論、台密を兼修していない。最澄門流の天台宗は台密と達磨禅宗（牛頭禅）を兼修し、律を廃して大乘菩薩戒（梵網戒）による比丘戒を主張した。これに対して観世音寺の天台宗は鑑真以来の伝統を伝えていたと考えられる。一時は最澄の布教もあり、延暦寺末になっていた時期もあるが、やはり戒壇の寺として東大寺に相奪され、平安中期以降は東大寺末になっていたとされる。戒壇における具足戒の授戒と両立するならば、延暦寺系天台宗では

齟齬を来すことになる。『泉涌寺不可棄法師伝』によれば俊仍は飯田山学頭真俊（俊真）法師の弟子となったとされ、俊真は延暦寺西塔院東陽座主の弟子で、谷阿闍梨皇慶（九七七〜一〇四九）の法脈を嗣いでいたが、俊仍は更に高野山に登り、理覚房心蓮（〜一一八一）に南院流（宗叡流）を受け、俊覚檢校より中院流を受けて顕密兼学したとされている。心蓮は『高野山往生伝』などに見られる仁和寺僧であるが、果たして心蓮が宗叡の法流を嗣いでいたかは不明である。俊仍伝にも見られるように、九州には太宰府安樂寺や六郷満山など、最澄門流（延暦寺系）の天台宗が展開流布していたが、俊仍が初めから真言宗（東密）を受法した背景には、観世音寺における東大寺の影響を見るべきであり、具足戒壇の寺院としての性格を考えるべきであろう。そうであれば飯田山常樂寺も、延暦寺系天台宗と共に鑑真系天台宗を学んでいたと見るべきであり、凝然による天台宗の歴史が鑑真の系譜を強調するのも、そのような状況を反映したものと考える。鎌倉時代の興律運動に影響のあつた俊仍もまた観世音寺僧であり、泉涌寺における天台宗兼学も、そのような律宗と兼学される天台宗であつたと考えるべきである。また凝然撰『律宗瓊鑑章』には、俊仍は入宋して「北峰宗印法師に値ひて天台宗を習学し、後に如庵了宏律師に随ひ南山律宗を受け、研究精詳にして二宗遺すところ無し」とされる。凝然が聖守から受学した天台宗は、やはりそのような天台宗と見るべきであり、台密を兼修する延暦寺系天台宗と考えるべきではない。また若し聖守が台密を受法していても、それを凝然に伝えることは考え難い。密教の伝授は単なる学問ではなく、瑜伽（三密行）の実修に関わるものである。その血脈の相承を考える時、東密僧が台密の法流を誰かに伝法することは無いであろう。

五、聖守からの密教受法と諸尊法の請借

凝然は四十三歳の時に諸尊法を請借している。これは『華嚴孔目章発悟記』第二十三紙背によるものであるが、『櫻

概』によれば

奉借請尊法事／大仏頂 大勝金剛 六字經法／法華法 菩提場經法 已上五帖／守護国界經念誦次第護摩作壇(梵字)
 略作法／心經法 最勝太子 求聞持 馬鳴菩薩法／藥王法 大勢至法 愛染王法／諸尊法目錄 已上十帖／都合十五帖／右所奉借如件／弘安五年二月一日 凝然(花押)

というものである。この諸尊法の請借先が誰からであるかは不明であるし、この内容からだけでは、どの法流のものであるかも判断できない。ただし諸尊法十四帖の他に『諸尊法目錄』一帖を借りていることは、ここに上げられていないその他の尊法についても受法していることを示唆する。

凝然が真言密教を受法したとされる聖守は、円照の実兄であるが、その聖守からの真言密教受法は、円照の下で別受戒を受けた十八歳頃から始まると推定することができようか。『血脈類集記』によれば、聖守は建長七年(一二二五)十一月十六日に醍醐報恩院憲深(一一九二～一二六三)から醍醐寺報恩院において醍醐三宝院流憲深方(報恩院流)の伝法灌頂を受法している。この時、聖守は四十一歳であった。また『真言宗全書』所収の『野沢血脈集』には、憲深の付法として聖守を上げるところに頭注として「本朝伝に云く、戒壇院凝然、密灌を受く。云々」と見られる。^②凝然の師である円照も真言密教を受法し修行していたことは『行状』を初めとする凝然の残した記録から確実であるが、凝然は、円照からでは無く、聖守から受法している。もともと円照は戒壇院や金山院において空海撰述や『大日経疏』『菩提心論』の講義をしてもいるので、少なくとも凝然が教相の講義を聞いていることは確かである。聖守は東大寺の中で真言院を再興しているが、真言院について凝然は、善無畏三蔵の旧跡、弘法大師(空海)の創建としている。聖守は覚盛から律宗を受け、法相・三論を学び、憲深に真言宗を受法しているが、東大寺真言院は東大寺内における真言宗修学の院家として位置づけられていたのであろうか。そうであれば、その真言院の院主である聖守は、東大寺における真言宗の宗匠ということになる。しかし本来は聖玉の建立以来、東南院が三論宗と真言宗(法流としては醍醐流となる)の兼学院家であったが、聖守・円照共に交衆から隠遁しているので、東大寺大衆ではなく、隠遁僧の間にお

ける真言宗の宗匠ということであれば納得いこうか。そう考えれば、凝然が円照からでは無く、聖守から真言宗を学んだということも説明できよう。この聖守からの受法記事は、記録的には江戸期に下る凝然の伝記類にしか見られず、知られている血脈類にも見られないが、その記録は信用して良いものと考ええる。また凝然の密教修行が最初の四度加行から始まり、受明灌頂・伝法（阿闍梨位）灌頂受法を経て、諸尊法の伝受（又は一流伝授）に進んだものと考えた場合、四十三歳の頃に伝法灌頂を終えて三宝院流の一流伝授を受けた可能性は十分に考えられる。その用意のための聖教書写に関わるものである可能性も推測し得ようし、そうであるならばその請借先は聖守ということになるか。

しかし円照も戒壇院で律・三論等と共に空海の著作や『大日経疏』などを講じていた。また円照は真言密教の験者として、その靈験によつて多くの帰依を集めていたことが『行状』によつて知られるし、多くの弟子に灌頂を授けてもいる。円照の真言宗兼学と灌頂授法のことを凝然が記録しているということは、凝然は円照から伝法灌頂こそ受法しなかつたとしても、事相法流を受法していた可能性は高いと考える。『行状』によれば円照の真言秘教受法は初め四恩院の浄法大徳に三密法を受け、三輪上人に従つて両部の灌頂を受け、後に八幡の唯心上人によつて五部の秘奥を窮めたとされる。また『行状』下巻末には「照公、専ら真言を以て心の所歸と為し、自行化他、靈験一に非ず。灌頂の弟子、其の數一に非ず（中略）照公、既に小野・広沢両流之法を伝へ、人の所樂に随つて之れを訓へ、之れを授く」と見られる。円照が誰から何流を付法したかは不明であるが、無住（一二二六〜一三二二）撰『沙石集』によれば八幡の唯心上人の伝えた法流は保寿院流であつたかと思われ²⁰る。また凝然が円照に受法したか否かも、現存史料的には明らかで無いが、教相と共に事相法流も合わせて受法している可能性もあり得よう。ただしこの請借に関しては、この時、既に円照は入滅している。

また凝然周辺では迴心房真空が野沢諸法流を伝えている。『十住心論第五卷義批』後記に拠るならば、凝然は弘長三年から文永四年の五年間、真空に随逐して真言教を学び、殊に『十住心論』を詳しく瑩いたという。この時に教相

と共に事相を受法したことは十分に考えられる。その場合、何流を受法したものは明らかにし難いが、醍醐三三院流に限らず、その他の野沢諸法流を広く受法した可能性もあろう。また真空も既に入滅しているので、今の請借相手ではない。

また『行状』によれば天王寺勝鬘院の円珠上人と思順上人も、円照に受戒した凝然周辺の人々などに真言密教を伝受している。円珠・思順は、共に元泉涌寺の智鏡・道玄両徳の門人で、律蔵・天台教を学び、真言を専らとした。鷲尾に移住して円照を助け、金山院において秘蔵を開敷し、律を講じ学者を養育した。後、勝鬘院に居して宗・戒を開演した、とされる。円照よりは後輩に当たり、凝然とそれ程年齢差は無いであろうから、凝然の真言密教の師とはならないであろうか。ただし聖教の請借相手としての可能性はあろうか。

ここに上げた聖教の請借状は、誰か他の人間のために借りてやるというようなものでは無く、凝然が自分自身の受法のために借り受けたと考えなければならぬ。したがってこの請借状は、少なくとも凝然が真言密教を受法している確実な証拠ということだけはいえよう。

六、大仏と大神宮

正応三年、凝然五十一歳の時に、西迎蓮実上人の弟子信性房に書状を送り、師の跡に還住して大仏御灯供養を旧に復するよう求めているが、その書状の中で凝然は、大仏は本地、大神宮（天照大御神）は垂迹とし、信性房の自行昇進は「日比のごとく、長日供養法に過ぎるべからず、即ち自行化他・興法利生は莫大の御事である」と述べている。この長日供養法は信性房の修すべき行ではあるが、師蓮実上人も修していたものであり、凝然周辺における真言密教実修の例といえる。

伊藤聡氏は『行状』と『西迎上人行状』によって蓮実の伊勢参宮について指摘されているが、『西迎上人行状』（『梗概』所収）によれば、蓮実は伊勢の出身で、初め明恵房高弁（一一七三～一二三二）に随侍し、その没後に東大寺に住し、大仏殿灯油を始め、戒壇院・唐禅院を再興し、また道念深く『法華経』数万部を暗誦し、閻魔王の需めに応じて大仏殿に『法華経』供養の大作を興し今に断絶せず、建長八年（一二五六）五月二十九日九十四歳で兜率上生を遂げたという。これからすれば西迎は『法華経』信仰的弥勒浄土教信仰であったことになるが、西迎という房号からは極楽往生信仰とも見られる。凝然の華嚴宗の師である宗性が弥勒浄土教信仰者であったことからすれば、その影響を考える必要もあろう。また伊藤氏は蓮実の伊勢参宮の記録について、通海『大神宮参詣記』に、西迎は後世のことを祈って伊勢に参宮したとする記事の存在することを指摘され、また大神宮側の記録として度会行忠の『古老口実』を指摘される。また円照も文永九年（一二七二）に伊勢参宮をはたしているとされ、同時にその根拠とされる円照撰『無二発心成仏論』における真偽問題も指摘されるが、円照の参宮自体は認められているようである。

東大寺の盧舎那仏を大日如来とし、天照大神をその垂迹とする言説について、伊藤聡氏は十二世紀初頭に編纂された『大神宮諸雑事記』第一と『東大寺要録』巻一に引かれる「大神宮禰宜延平日記」⁽²⁴⁾とに見える橘諸兄参宮説話を指摘される。天照⇨大日一体説の根拠とされるのは成尊（一〇一二～一〇七四）撰『真言付法纂要抄』⁽²⁵⁾であるが、東大寺の大仏（盧舎那仏）を密教の教主大日如来とする言説はこの諸兄説話によるという。またこれにより東大寺大勸進俊乘房重源（一一九三）によって復興された大仏殿の大仏の両脇には両界漫荼羅が懸けられたが、それに先立ち、重源も東大寺復興を祈願して東大寺衆僧と共に伊勢に参宮している。ともかくこの言説が『東大寺要録』に記録されたことは、重源・蓮実だけでなく、聖守・円照・凝然を含めた東大寺僧共通の認識であったといえよう。

七、声明関連の著作

凝然の声明関係著作は晩年のものになるが、『音律通致章』は第二巻のみが羽塚啓明『日本樂道叢書』上巻に翻刻され、『音曲秘要抄』は『大正藏經』第八十四巻に載せられており、共に音曲の理論書のようなものである。また『大正藏經』には凝然撰『声明源流記』があり、享保四年に談峯沙門光薫が書して版行したもので、大原上人良忍（一〇七三～一一三二）を中心とした天台声明の歴史を主としているが、前半には声明音曲が諸寺・諸宗に行われたことを述べており、また短編であつて末尾には興福寺の内梵音の系譜を載せながら説明がないなど、完本では無い可能性を疑わせる。ただ良忍は内典（仏教）の諸哲に声明を受けて多門を貫括したといい、真言・南都の声明も良忍が相承し、その後の諸宗の声明はそこから分かれたと考えていた可能性も考えられる。

また『音曲秘要抄』では五音の説明に密家人の意として『即身義』の即身成仏頌から「各具五智無際智 円鏡力故実覚智」の句を引用しており、また南山進流に伝承されてきたことを重視すれば真言声明を前提としている可能性を考えることができよう。

『行状』中巻の終りに記録する日蓮房重如は、本の名を舜観房瞻秀といい、六歳で東小田原（興福寺大乘院別所の隨願寺）に入り、胎蓮上人の弟子となつて久しく秘教を学び、金剛王院・三宝山・理性院流を受け、金剛王院流を本流とした。また諸師を尋ねて（木幡の真空・八幡の唯心・聖守・円珠・思円等に就いて）諸流を学び、顕密の音曲は先達の位となり、しばしば戒壇院に還つて声明を衆に被らしめたといひ、凝然は音曲と顯（密）を俱に受けたといふ。これからすれば凝然の声明は多く重如から習つたものということになる。東小田原は大進上人流真言宗声明の本拠地となつた中川寺に近く、密接な交流のあつたことが『浄瑠璃寺流記事』²⁸によつて知られる。東大寺には修二会に用いられる南都声明も伝えられているが、重如の声明を考えれば、やはり凝然の声明も真言宗声明を中心としたと考えられよう。

八、『十住心論義批』

『十住心論義批』は、『梗概』によれば『十住心論』第四・五・六巻の「義批」があり、『十住心論第四巻義批』の一部分の校訂翻刻が報告されている。²⁰内容は『十住心論』の詳細な語句の注釈（逐語釈）であり、他も同様であると考えられる。また『十住心論』の他の巻についても義批の撰述が作されたのか否かは不明であるが、多くの注釈を製作してきた凝然であれば、『十住心論』全体に亘る「義批」の完成を目指していたであろうことは十分に推測できよう。

九、おわりに

以上、今回指摘した凝然の生涯における伝記的な事跡の中にも、真言宗に関わる事例を、種々な形で指摘することができる。別稿²¹において詳しく述べた所であるが、何よりも重要なのは師円照の伝記・事績を、円照入滅から二十六年後に著した『東大寺円照上人行状』の内容であろう。円照は真言宗の阿闍梨として多くの者に伝受をし、灌頂を授け、真言教理の講義をしている。この伝記を記した凝然が、師円照と異なつて真言宗について無関心であつた、力が注がなかつた、などということは考え難いし、真言宗を、他の顕教諸宗と同列の価値としていた、という理解も成立しないであろう。また『八宗綱要』を初めとする諸宗綱要書などに見られる真言宗の位置づけについては次稿に譲るが、そこにおいても真言宗の優位性を認めていたと考えられる。

註

- (1) 苦米地誡一「凝然撰『円照上人行状』に見られる真言宗僧円照」『唐招提寺第二十八世凝然大徳御忌記念凝然教
学の形成と展開』法蔵館、令和三年三月（刊行予定）。
- (2) 詳しくは苦米地誡一「諸宗の制度的兼学と重層的（包摂的）兼修」『智山学报』七九、平成二八年（二〇一六）
を参照されたい。
- (3) 苦米地誡一「真言宗僧凝然（二）―諸宗兼学と真言宗―」『大正大学研究紀要』一〇七、令和四年（二〇二二）予定。
- (4) 『大日本仏教全書』一〇五・八五上〜一二四下。『伝律図源』下巻は日本律宗の歴史について述べるが、凝然伝は
一〇七下〜一一〇上。
- (5) 『律苑僧宝伝』中の凝然伝は『大日本仏教全書』一〇五・二七八下〜二七九下。
- (6) 『本朝高僧伝』中の凝然伝は『大日本仏教全書』一〇二「本朝高僧伝」一・二四六下〜二四七下。
- (7) 『東大寺円照上人行状』東大寺図書館、昭和二年（一九七七）。『続々群書類従』三「史伝部」四七六上〜五〇五下。
今は東大寺図書館発行本に拠る。
- (8) 『仏典講座』三九「八宗綱要上」大蔵出版、昭和五五年（一九八〇）。
- (9) 『鎌倉旧仏教』岩波書店、昭和四六年（一九七一）。
- (10) 越智通敏『沙門凝然』愛媛文化双書刊行会、昭和四七年（一九七二）但し稿者未見。
- (11) 追塩千尋「凝然の宗教活動について…凝然像の再検討」『北海学園大学人文論集』三五、平成一八年（二〇〇六）
一一月。
- (12) 『大日本仏教全書』一・一一八上。
- (13) 上田霊城「凝然の南山律宗―鎌倉仏教における戒律の宗派化―」『印仏研』二四ノ一、昭和五〇年（一九七五）。
- (14) 『大日本仏教全書』一〇五・二七八下。

- (15) 『大日本仏教全書』 一〇五・一〇八上。
 (16) 『大日本仏教全書』 一〇二・二四六下。
 (17) 理寛房心蓮については苦米地誠一「高野山往生伝」の成立について「速水侑編『奈良・平安仏教の展開』吉川弘文館、二〇〇六年八月、同『隆海一門(家隆流)と高野山大伝法院』大正大学大学院研究論集』三八、平成二六年(二〇一四)を参照されたい。
- (18) 『律宗瓊鑑章』『大日本仏教全書』 一〇五・四三上。
 『凝然大德事績梗概』 三二一〜三三二。
 『真言宗全書』 三九・二二七下。
 『真言宗全書』 三九・三八二下。
 『沙石集』岩波『日本古典文学大系』 八五・一一六〜一一七。また前掲註①「苦米地誠一論文参照」。
- (22) 伊藤聡「中世神道の形成と無住」長母寺開山無住和尚七百年遠諱記念刊行会編『無住―研究と資料』あるむ、平成二三年(二〇一一)。後に『神道の形成と中世神話』吉川弘文館、平成二八年(二〇一六)一〇月に収録。
- (24) 筒井英俊校訂(再版)『東大寺要録』国書刊行会、昭和四六年(一九七二)一一〜一二。『続々群書類従』一一・七上。
- (25) 伊藤聡「天照大神Ⅱ大日如来習合説をめぐって(上)」茨城大学人文学部紀要『人文学科論集』三九、平成一五年(二〇〇三)。後に『中世天照大神信仰の研究』法蔵館、平成二三年(二〇一一)に収録。
- (26) 『真言付法纂要抄』の「十外護殊勝」には「今遍照金剛、鎮へに日域に住して金輪聖王の福を増す。神を天照尊と号し、刹を大日本国と名く。自然の理、自然の名を立つ。云云」とある(『大日本仏教全書』一〇六・四二上。『弘法大師伝全集』一・九三下)。その「大日本国(やまとのくに)」を「大日の本国」と訓ずることで、日本が大日如来の根本の国であり、その神である天照大神が大日如来であると解されるようになった。
- (27) 藤井恵介「醍醐寺所蔵の弘安七年東大寺大仏殿図について―鎌倉再建大仏殿の復元―」『建築史学』

一二、一九八九年。藤井氏は、本尊盧舍那仏は金銅蓮華座(上)・石蓮華座(下)という二重蓮華座の上に座し、金銅座の外、石座の上に金剛界堂・胎藏界堂が作られ、蓮華座下の框座から高欄付きの階がかかつており、ここに両界曼荼羅が掛けられていたとされる。また東に金剛界堂、西に胎藏界堂があるのは通常と逆であるが、これは東側から西に向つて金剛界曼荼羅と盧舍那仏を拝み、また西側から東に向かつて胎藏曼荼羅と盧舍那仏を拝むためであろうとされる。またこの両界堂を、建久七年(一一九六)に重源が創始した両界供養法のためと推定されている。また『東大寺要録』巻第七「雜事章第十」に大仏殿納物として「金銅大毘盧舍那仏像一躰 金色脇侍菩薩像二躰 綵色四天王像四躰 鏤(繡)曼荼羅二鋪」(筒井英俊校訂『東大寺要録』二五五。『続々群書類従』一一・二二九上)とあり、同巻第八「雜事章第十之餘」には東曼荼羅と西曼荼羅の縁文が挙げられ、天平宝字二年(七五八)に四天王像・大曼荼羅造立とされる(筒井英俊校訂『東大寺要録』二八五〜二八八。『続々群書類従』一一・二四五上〜一四六下)。縁文の内容に抛れば、東曼荼羅は観音の繡仏像、西曼荼羅は不空羼索観音の繡仏像ということになり、両部の曼荼羅ではない。これが曼荼羅と称されたのは観音变相図であつたためか。しかし大仏殿に観音像・不空羼索観音を祀る理由は不明であるし、藤氏に関わる不空羼索観音(興福寺南円堂の本尊)を皇后光明子(藤原不比等女)のためとするのも、南円堂創建が弘仁年間であることからすれば不自然である。どちらにしても焼亡以前の大仏殿における東西曼荼羅については疑問がある。

(28) 羽塚啓明『日本楽道叢書』上巻、臨川書店、昭和六三年(一九八八)九月。

(29) 『浄瑠璃寺流記事』『大日本仏教全書』一一九「寺誌叢書」三。また苦米地誠一「平安期興福寺における真言宗について」川崎大師教学研究所研究紀要『佛教文化論集』九、平成十五年(二〇〇三)十二月(後に苦米地誠一「平安期真言密教の研究」ノンブル社、平成二〇年(二〇〇八)三月に収録)において、東小田原も当初は西小田原浄瑠璃寺・中川寺と共に興福寺一乘院別所であつた可能性を指摘した。

(30) 小峰弥彦「十住心論義批」の研究―未刊写本「義批」の紹介並註釈』『大正大学研究紀要』六八、昭和五八年

(一九八三)。同「十住心論義批」の研究―2―未刊写本「義批」の紹介並註釈『大正大学研究紀要』六九、昭和五九年（一九八四）。十住心論義批研究会「『十住心論義批』の研究（三）…未刊写本『義批』の紹介並語釈（智山勸学会共同研究部門報告）『智山学報』四九、平成一二年（二〇〇〇）。「小峰弥彦」名で『大正大学研究紀要』へ投稿されている前二本も、同じ智山勸学会「十住心論義批研究会」によるものであることが論文中に示されている。

(31) 前掲註① 苦米地論文。